

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

直送済

原告 武田悦子 外1392名

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(10)

(原告ら準備書面(16)及び同(20)に対する反論)

平成27年3月12日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



本準備書面は、原告らの準備書面(16)及び同準備書面(20)における各主張に対して、必要な限度で反論を行うものである。

なお、略語の意義については従前の用例と同じである。

第1 原告ら準備書面(16)に対する反論

1 中間指針等の審議経過の相当性について

原告らは、原子力損害賠償紛争審査会の議事録を引用して、審査会における自主的避難等対象者に対する賠償額の審議過程において、客観的事実や法理論

に基づく丁寧な議論が交わされていないと指摘している（原告ら準備書面（16）の2頁）。

しかしながら、被告東京電力準備書面（4）の38頁以下で詳述したとおり、審査会は、特にその第12回審査会から第18回審査会まで累次にわたって被害状況等について慎重な審議・検討を行い、その上で、中間指針追補等を策定し、自主的避難等に係る損害に係る賠償の指針を定めたものである。

そして、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償額を検討する上で、政府による避難指示の対象者である避難等対象者に対する賠償額をも考慮に入れつつ検討を行うことは自然であり、また、精神的損害の損害額の指針を定めるに当たって、様々な意見が出され、討議がなされた上で、各分野の法学者等からなる委員が合意できそうな合理的な額を提案するという形で審議が進行されることも十分に首肯できるものであるから、原告らの上記主張は全く根拠のない論難であって、当たらない。

2 中間指針等の賠償基準の合理性について

(1) 放射線被ばくの健康リスクに関する原告らの主張の誤り

ア 原告らは、被告東京電力が、政府による避難指示の基準として、ICRPが提唱する「緊急時被ばく状況」の参考レベルのうち、安全性の観点から最も厳しい値である年間20ミリシーベルトが採用されている旨主張したのに対して、事故が収束した後の「現存被ばく状況」においては、年間1～20ミリシーベルトの下方部分から選定すべきとされており、国による安全宣言も考慮すれば、安全性の観点から最も厳しい値とは論理的に年間1ミリシーベルトになるはずであると主張する（原告ら準備書面（16）の2頁）。

しかしながら、被告東京電力が上記で主張しているのは、政府による「避難指示」の基準であり、ICRPの考え方に基づいても、避難を余儀なくされるような緊急時被ばく状況の考え方として、年間20ミリシーベルトを基準として政府による避難指示の対象とすることには合理性があるものと解される。

これに対して、原告らの上記主張は、このような「緊急時被ばく状況」の基準に関する被告の主張に対して、「現存被ばく状況」の基準に基づいて批判・論難するものであり、失当であるといわざるを得ない。

イ 原告らは、被告東京電力が、100ミリシーベルトの被ばくを受けた場合に、これによる発がんによる生涯の死亡リスクが0.5パーセント増加するが、他の発がん要因によって隠れてしまうほど小さいと主張したことに対して、20ミリシーベルトを5年間続けて被ばくした場合、10万人中500人ががんになるということであり、決して無視できる数字ではないと主張する（同2頁）。

しかしながら、かかる原告らの主張は誤りである。

すなわち、まず、そもそも前提として、原告らが、100ミリシーベルトの放射線に被ばくしたという事実については何ら立証されておらず、上記主張はその前提を欠くものである。

また、低線量の環境で長期間にわたって継続的に被ばくし積算量として100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間に100ミリシーベルトを被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されており（WG報告書（乙A37）の4頁）、短時間で100ミリシーベルトを被ばくした場合と同列に考えることは相当ではない。

さらに、原告らは、10万人に直接0.5%を乗じて、10万人中500人が被ばくによってがんになるかのように主張しているが、0.5%増

加すると推定されているのは「がんによる死亡率」であり、がんによる通常の死亡率が0.5%増加するという意味であるから、上記の計算はそれ自体誤りである。

既に主張したとおり、我が国におけるがん研究の専門機関である国立がん研究センターが整理した放射線とがんのリスクにおいては、20ミリシーベルトを被ばくした場合のがんリスクは、やせすぎ、肥満、運動不足、塩分の取りすぎ、野菜不足、受動喫煙に比べても十分に低い水準であり（「年間20ミリシーベルトの基準について」（乙A38）の6頁、WG報告書（乙A37）の9～10頁、乙A39の3頁参照）、100ミリシーベルト以下の被ばく線量については「他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さい」とされている。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

（2）政府の避難指示に関する原告らの主張の誤り

原告らは、政府による避難指示がなくても種々の損害が発生し、年間20ミリシーベルト以下であっても健康リスクは存在するのであるから、その責任は被告らが負うべきであると主張する（原告ら準備書面（16）の3～4頁）。

しかしながら、まず、仮に年間20ミリシーベルトを被ばくしたとしてもそのリスクの程度は極めて小さく、「他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さい」ものであることについては、上記で述べたとおりであり、かつ、原告らが年間20ミリシーベルトを被ばくしたとの立証もないから、かかる被ばくによる健康影響を理由として、原告らの精神的損害が基礎付けられるとする原告らの主張は失当である。

なお、被告東京電力は、政府による避難指示等の対象ではないが、本件事故当時、いわき市を含めて自主的避難等対象区域に指定された区域に生活の

本拠があった方々についても、中間指針追補に基づく精神的損害等の賠償を行っていることについてはこれまで繰り返し述べたとおりである。

(3) 裁判例の検討に係る原告らの主張の誤り

原告らは、審査会における審議過程において、裁判例についての議論がなされた形跡はないことから、配布された資料に記載されていた裁判例を参考にして賠償水準が決められたという事実は全く存在しないと主張する（原告ら準備書面（16）の4頁）。

しかしながら、原告らも認めるとおり、第17回審査会において、裁判例一覽（乙C17）が配布されるとともに、各裁判例について、事案の内容、問題点、慰謝料額等が席上で説明されており（乙C16）、一線の法学者等の委員からなる審査会においては、かかる裁判例自体について直接質疑・討議を行わずとも、かかる裁判例における賠償額の水準をも参考にしつつ、「自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償の指針」をどのように定めるかについて審議が行われている。そして、このような裁判例も参考にした上で、中間指針追補において、自主的避難等対象者に対する賠償期間及び賠償額は、妊婦及び子供については本件事故から平成23年12月31日までの約10か月間を対象期間として40万円、それ以外の者については本件事故発生当初を対象期間として8万円としたものであり、裁判例における賠償額の月額及び総額（一括して賠償額を算定している事案においては、賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額の賠償額を積み上げて算定している事案では、月額3000円から1万8000円とされている。）と比較しても同等かそれ以上といい得る水準であるから、過去の裁判例の賠償水準に照らしても、中間指針等の定める賠償額は合理的かつ相当なものとなっているのである。

したがって、原告らの上記主張も当たらない。

(4) 避難者との比較に係る原告らの主張の誤り

原告らは、避難等対象者に対する避難慰謝料が被害実態を踏まえたものではなく、その根拠とされている自賠償の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないなどの矛盾点を抱えているから、避難慰謝料との比較で自主的避難等対象者に対する賠償水準を正当化・合理化することができないと主張する（原告ら準備書面（16）の4～5頁）。

しかしながら、審査会においては、避難等対象者に対する精神的損害の賠償額との均衡についても討議がなされているが、そのような比較のみによって賠償の指針を決定しているのではなく、「自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償の指針」をどのように定めるかについて、自主的避難等対象区域において政府による避難等指示がなされていないことを踏まえ、自主的避難の実情や参考となるべき裁判例の賠償水準も斟酌した上で討議されているものである。そして、被告東京電力準備書面（4）の38頁以下において詳述したとおり、中間指針追補及び中間指針第二次追補は、原賠法18条2項2号に基づき原子力損害の賠償に関する紛争の解決の基準となる原子力損害の範囲の判定等の指針を定める役割を付与され、第一線の法学者及び原子力の専門家等の委員によって構成されている審査会において、福島県の実情の聴取等も含めて、度重なる議論に基づいて策定されており、その手続及び内容においても相当かつ合理的なものとなっている。

したがって、原告らの上記主張も全く当たらない。

3 平成24年8月末の位置付けに係る原告らの主張の誤りについて

原告らは、自主的避難等対象者に対する賠償の終期を平成24年8月末とする理由に関して、被告らによるリスクコミュニケーションが成功しておらず、今後も成功する見込みが乏しいとして、各種の調査結果や心理学者の見解を引

用しつつ、遅くとも平成24年8月末を自主的避難等対象者の精神的損害の賠償の終期とすべきであるとする被告東京電力の主張は誤りであると主張する（原告ら準備書面（16）の5～9頁）。

しかしながら、被告東京電力準備書面（4）の24頁以下において主張したとおり、平成23年12月には、避難指示区域の見直しの考え方が示され、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（乙A37）において、現在の避難の基準である年間20ミリシーベルトの放射線被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低いといった低線量被ばくの健康影響について一定の見解が公表され、科学的な観点からの放射線被ばくによる健康リスクの程度が一般市民に示されている。また、各市町村でも、放射線被ばくに対して、被害者間で意見や情報を交換し共有し合ういわゆるリスクコミュニケーション、子供を中心とした外部被ばく線量の測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定がなされ、さらには食物摂取基準の強化等の取組み等も行われる等、住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取組みも進展してきているところである。

このような、政府による避難指示やその解除の状況、科学的な放射線被ばくのリスクに関する情報の伝達、福島県内市町村における放射線被ばくへの不安軽減措置の実施状況等を踏まえ、また、中間指針第二次追補において、平成23年9月30日に避難指示区域の解除がされた旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難者への精神的損害の賠償終期を平成24年8月末までを目安とする旨定められていること（乙C4の7頁）も踏まえて、自主的避難等対象者に対する賠償の対象期間については、遅くとも平成24年8月31日までとすることが合理的かつ相当である。

原告らは、各種の調査結果を引用しているが、これらが原告らが居住するいわき市の実情を反映するものかどうかは何ら明らかでなく、また、低線量放射

線による健康影響の科学的知見は前述のとおりであり、かかる知見は広く周知されているものである（乙A58の1ないし30）。

したがって、原告らの上記主張も当たらない。

第2 原告ら準備書面（20）に対する反論

1 原告らが主張する被侵害利益と精神的損害の内容について

原告らは、原告ら準備書面（20）において、本件事故において侵害された原告らの被侵害利益として、（1）身体権に直結した平穩生活権、（2）自己決定権、（3）包括的平穩生活権を挙げて主張し、これらの権利の侵害によって訴状記載の精神的損害の請求をするというものと解される。

そして、本件訴訟で原告らが主張する被侵害利益及び精神的損害の内容は、以下のとおり要約することができる。

（1）身体権に直結した平穩生活権の侵害について

原告らは、加害行為によって健康被害そのものが生じていないとしても、生命、身体に対する侵害の危険があり、そのような危険から直接引き起こされる危険感、不安感によって精神的な平穩や平穩な生活を侵害された場合、身体権に直結した平穩生活権が侵害される。具体的に、本件においては、原告らが生活するいわき市において、自然放射線量を大きく上回る放射線量が計測されており、原告らの不安とストレスの原因となっている、本件事故直後の時期は空間放射線量率が高かったことが事後的に明らかとなり、さらに深刻な精神的負担を与えるものである（原告ら準備書面（20）の3～4頁）。

（2）自己決定権の侵害について

原告らは、避難を選択しない場合、本件事故による生命・身体への侵害へ

の虞を感じながら生活をするにより、身体権に直結する平穩生活権を侵害され、他方、避難を選択した場合には、日常生活・社会生活の断絶により、包括的平穩生活権を侵害されることになる、そのため、本来その両方を享受できるはずの権利法益のうち、一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いられていること自体が、自己決定権という人格権の侵害でもある（同4～6頁）。

（3）包括的平穩生活権の侵害について

原告らは、本件事故により、いわき市全体において地域力が低下した、日常生活において制約が生じる、外部からの差別的処遇が懸念されるという点で、包括的平穩生活権が侵害されている（同6～8頁）。

2 原告らが請求している精神的損害と中間指針等の精神的損害の異同に関する被告東京電力の主張

このような原告らの精神的損害の発生原因事実に係る主張については、中間指針追補等が定める精神的損害の賠償と重なり合うのか否かが問題となるが、この点に対する被告東京電力の総論的考え方は以下のとおりである。

（1）多様であり得る精神的苦痛については包括的に精神的損害を把握することが適切であること

一般に過去の裁判例においても、特定の原因事実によって各種・多様な形で精神的損害を被ることが想定される場合に、それぞれの精神的苦痛のあり様を各別に区分して慰謝料額を算定するということは行われていない。例えば、交通事故によって傷害を負った場合に、衝突時における傷害を負うまでの恐怖、受傷後の入院又は通院して身体の拘束を受けることによる精神的損害、今後自動車に乗ることに対する恐怖等に起因する生活上の不便等について、「傷害慰

謝料」とは別項目で賠償するという事は行われていない。精神的苦痛のあり方は、一般に、どのような不法行為事案においても多様な内実を持ち得るものであるところ、そのような主観的事情を各別に細分化して賠償額を算定することは必ずしも相当ではなく、かえって全体としての評価が不十分になったり、事案による不均衡が増大したりといった不都合が生ずるものと考えられる（西原道雄「『死の恐怖』と慰謝料」法学教室79号123頁）。

中間指針においても、政府による避難等の指示等に基づいて避難を余儀なくされた避難等対象者の精神的損害について、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、」「避難等による長期間の精神的損害を被っており」、この精神的損害について合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしている（乙C2の19～20頁）。このように、中間指針でも、「避難等による長期間の精神的損害」について、避難生活に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して賠償額を論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めている。そして、中間指針（丙A2）の21頁には、第1期について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」と記載されているが、これらは、「避難等による長期間の精神的損害」を生じさせる精神的苦痛を特に例示したものと解され、避難生活中の日常生活の不便だけでなく、本件事故以前の生活を失ったことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う将来への不安等も中間指針で言うところの「日常生活阻害慰謝料」の内実として含まれていると解するのが相当である。

このように、避難を余儀なくされた避難等対象者に対する中間指針の賠償基準は、避難に伴う精神的苦痛一般について広く対象としていることが指針上も明らかにされており、このような中間指針の精神的損害の捉え方は、一般の慰

謝料に関する裁判実務に照らしても極めてオーソドックスなものであるということが出来る。

(2) 本件事故と相当因果関係の認められる精神的損害であるか否かについての判断が必要であること

また、法的な精神的損害の発生の有無及びその賠償額については、被害者の主観的事情のみによって判断されるべきではなく、客観的事情に基づいて判断することが必要である。被害者が、主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても、これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには、客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要であり、かかる事情を踏まえて、一般的・合理的な見地より、法的な権利侵害が発生していると評価される場合でなくてはならない。

中間指針等は、いかなる範囲において加害者に賠償をさせるべきか（損害賠償の範囲＝すなわち、相当因果関係の問題）についても検討を行っており¹、このような観点から、本件事故により本件原発付近に居住していた住民にどのような客観的な影響が及んでいるのかを検討し、本件事故後の本件原発の状況の推移、社会的な認識の推移等を踏まえつつ、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報及び自己の居住する市町村の自主的避難の状況、低線量被ばくに関する科学的な知見等を総合的に検討、考慮して、損害賠償の範囲の指針を示している。

そして、その結果、避難等対象者の避難に係る精神的損害については賠償すべき損害とした上で（乙C2, C4, C5, ただし、旧緊急時避難準備区域などについては賠償すべき期間の終期についても併せて示されている。）、政府

¹ 原賠法18条2項2号は、審査会の所掌事務として、「原子力損害の範囲の判定の指針・・・を定めること」という事務を定めている。

による避難指示等の対象とならなかった地域の住民に関しても、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、一定の時期を対象として、精神的損害を含む損害賠償の指針が示されているものであり（乙C3）、他方で、これらの区域外の住民の方々については、賠償の対象とはされていないのである。

原告らの中にも自主的避難等対象者（避難者及び滞在者の双方を含む。）の方々が含まれているが、本件事故と相当因果関係のある住民の精神的損害については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を踏まえて適切に定められるべきものである。

本件訴訟の審理に当たっても、このような原告らの本件事故時の住所地の実情を踏まえて、客観的・合理的な観点から、相当因果関係の有無に基づく適切な損害賠償の範囲が定められる必要があり、そのような観点からも、原賠法に基づいて、本件事故の全体像について繰り返し専門家が調査審議を行った上で策定された中間指針等が定める損害賠償の範囲は、合理性・相当性を有するものである。

3 自主的避難等対象者の精神的損害に関する検討

(1) 中間指針追補及び中間指針第二次追補が賠償対象としている精神的損害の内容について

中間指針追補（乙C3）においては、自主的避難等対象者のうちの避難者の精神的損害については、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とし（同5頁）、また、自主的避難等対象者のうちの滞在者の精神的損害については、「放射線被ばくへの恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために

生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害としている（同5頁）。

そして、具体的な損害額としては、避難者か滞在者かの違いにより差異を設けることは公平かつ合理的とはいえないとした上で、子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円（なお、被告東京電力は子供又は妊婦が自主的避難をした場合にはこれに20万円を加算して賠償している。）、その他の者については本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日までが目安となる。乙C7）の損害として1人8万円を目安とするとしている。

また、中間指針第二次追補を踏まえ、被告東京電力においては、避難をしている子供及び妊婦については、平成24年8月末までを対象として、1人当たり8万円の追加賠償をしている。

以上から、中間指針追補及び中間指針第二次追補では、自主的避難等対象区域から避難をした方については、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛が賠償すべき対象とされ、自主的避難等対象区域に滞在を続けた方については、放射線被ばくにより健康被害を受けるかもしれないという恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛が賠償すべき対象とされている。

ただし、賠償の対象期間としては、子供及び妊婦については、旧緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償終期が平成24年8月末とされていることも踏まえ、平成24年8月末までが本件事故と相当因果関係が認められる賠償対象期間であるというべきであり、それ以外の方については、本件事故発生直後の時期（概ね平成23年4月22日を目安とする。）が本件事故と相当因果関係が認められる賠償対象期間である。したがって、これらの期間を超えた請求については、本件事故との相当因果関係は認められないものと考えられる。

また、自主的避難等対象区域に滞在していることによる低線量放射線被ばくに係る精神的損害については、中間指針追補の定める精神的損害において、「放射線被ばくへの恐怖や不安・・・により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」については、賠償の対象とされており、「特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的low線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被爆への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる」（中間指針追補（乙C3）の7～8頁参照）とされているように、原告らが本件訴訟において主張しているような放射線被ばくに対して不安を感じる心理に起因する精神的損害についても、中間指針追補が定める範囲（対象者、対象期間及び賠償額）の限度において、賠償の対象とすることが合理的であるとの考え方が示されているものである。

(2) 中間指針追補及び中間指針第二次追補における賠償対象と原告らの主張との異同

原告らの上記主張と中間指針追補が定める精神的損害の賠償対象の異同を検討すると、以下のとおりである。

ア 原告らは、「身体権に直結した平穩生活権の侵害」について、本件においては、原告らが生活するいわき市において、自然放射線量を大きく上回る放射線量が計測されており、原告らの不安とストレスの原因となっている、本件事故直後の時期は空間放射線量率が高かったことが事後的に明ら

かとなり、さらに深刻な精神的負担を与えるものである、こうした生命、身体に対する侵害の危険から直接引き起こされる危険感、不安感によって精神的な平穏や平穏な生活を侵害されたと主張する。

しかしながら、「特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被爆への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる」（中間指針追補（乙C3）の7～8頁参照）とされているように、原告らが主張する精神的損害は、本件事故発生当初の時期において、放射線被ばくにより健康被害を受けるかもしれないという恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛と同趣旨である（重なり合うもの）と解される。

ただし、賠償の対象期間（相当因果関係に基づく賠償の範囲）については、上記のとおり、子供及び妊婦については平成24年8月末まで、それ以外の方については本件事故発生直後の時期（概ね平成23年4月22日を目安とする。）までが本件事故と相当因果関係が認められる賠償対象期間であるというべきであるから、これらの期間を超えた原告らの請求については、本件事故との相当因果関係を認めることができない。

イ 原告らは、「自己決定権の侵害」について、避難を選択しない場合、本件事故による生命・身体への侵害への虞を感じながら生活をするにより、身体権に直結する平穏生活権を侵害され、他方、避難を選択した場合

には、日常生活・社会生活の断絶により、包括的平穩生活権を侵害されることになる、そのため、「本来その両方を享受できるはずの権利法益のうち、一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いられていること自体が、自己決定権という人格権の侵害でもある」と主張する。

しかしながら、本件事故当時、自主的避難等対象区域に指定された区域に生活の本拠があった方々については、本件事故後、自己の判断に基づいて避難又は滞在の選択をしたものであるから、そもそも、自己決定権が侵害されたという事実を認めることはできない。

他方で、滞在を継続している間、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については、中間指針追補等の定める対象期間及び賠償額において賠償の対象とされており、放射線被ばくへの恐怖から避難すべきか否か等を不安に思う心理状態に起因する日常生活の阻害によって生じた精神的苦痛については、中間指針追補が定める上記の範囲において損害賠償の対象として重なり合いがあり得るものと考えられる。ただし、賠償対象期間を超えた部分については、本件事故との相当因果関係を認めることができない。

ウ 原告らは、(3) 包括的平穩生活権の侵害について、具体的な事情として以下の点を挙げているが、これらは、中間指針追補等及び被告東京電力の賠償基準において賠償の対象となっているか、または、そうでなければ、法的な保護に値する利益の侵害には当たらないというべきである。

(ア) いわき市について、農業や漁業、観光業などの様々な産業において、深刻な営業不振と減収という経済的な打撃が続いていること、いわき市が放射能汚染地域という評価を払拭できず、偏見や差別的取扱いなどの

社会的影響が継続していること、及び、いわき市民の生活にそうした実情が常につきまとう暗然とした心情が離れないこと（地域力の低下）（原告ら準備書面（20）6頁ないし7頁）

実際に滞在を継続している間において、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については、中間指針追補等の定める賠償額の中で考慮されており、原告らが主張する上記の精神的苦痛はこれに含まれているものと考えられる。ただし、中間指針追補が定める賠償対象期間を超えた部分については、本件事故との相当因果関係を認めることができない。

また、出荷停止による営業損害や風評被害等の経済的損害については、本件事故と相当因果関係を有するものについては、精神的損害とは別個に賠償がなされるものであり、実際に、被告東京電力においてはかかる営業損害の賠償を行っているところである。

(イ) 原告らが放射線被ばくの程度を少なくするために、日常生活において、海浜、山野に臨んでのレジャーを回避し、山菜や家庭菜園の収穫を放棄する、あるいは、子供たちが自由な外遊びを制約されていること（同7頁）

原告らが主張する上記の精神的苦痛は、放射線被ばくへの恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被ばくへの恐怖や不安に伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛であり、中間指針追補における賠償対象と重複するものである。ただし、賠償対象期間を超えた部分については、本件事故との相当因果関係を認めることができない。

(ウ) 教育・就業・結婚などの様々な場面において外部からの差別的処遇が懸念されること (同7頁)

放射線被ばくへの恐怖や不安, これに伴う行動の自由の制限等により, 正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については, 中間指針追補等の定める賠償額の中で考慮されており, 原告らが主張する上記の精神的苦痛も中間指針追補が定める対象期間及び損害額の限度において, 重なり合いがあり得るものと考えられる。なお, 賠償対象期間を超えた部分については, 本件事故との相当因果関係を認めることはできない。

他方, 上記で重なり合わない範囲については, 本件事故との相当因果関係を欠くものとして, 原告らの請求には理由がないというべきである。

エ まとめ

以上より, 原告らの主張している精神的損害は, 中間指針追補及び同第二次追補に基づく精神的損害の賠償と重複するものであるか, そうでない場合には, 本件事故との相当因果関係を認めることができないものである。

以 上